

令和5年5月22日

青森市政記者会 様

青森市環境部環境政策課長

令和5年度青森市省エネ家電等買い換え促進事業について

このことについて、下記のとおり省エネ家電等買い換え促進事業を実施しますので、お知らせします。

記

1 目的

エネルギー価格の高騰対策として、エネルギー消費性能の優れた家電等への買い換えに対する支援を行うことで、市民生活を応援するとともに、温室効果ガス排出量の削減を推進する。

2 受付開始日等

(1) 交付申請受付開始日

令和5年6月1日（木）

(2) 補助金交付対象

交付決定後から令和5年10月31日（火）の間に対象家電等を購入し、設置を完了するもの

3 対象家電等

①エアコン

②給湯器（エコキュート、ガス温水機器、石油温水機器）

4 補助対象経費・補助金額

エアコン・給湯器それぞれ1台 本体購入費の4分の1（最大3万円）

その他詳細につきましては、別添チラシ又は市ホームページをご覧ください。

【問合せ先】

青森市環境部環境政策課

担当：課長 白川、主幹 溝口

電話：017-718-0286

青森市民
限定！

青森市省エネ家電等買い換え促進事業補助金

省エネ家電等への
買い換えを
応援します！

家電を買い換えて
CO2を削減しよう！

光熱費の節約
にもなるよ！



青森市環境保全シンボルキャラクター
地球の王子様「エコル」・妖精「ハナ」

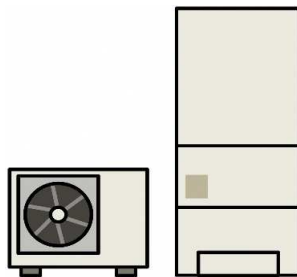
エネルギー価格の高騰対策として、エネルギー消費性能の優れた家電等への買い換えに対する支援を行うことで、市民生活を応援するとともに、温室効果ガス排出量の削減を推進します。

対象家電等

エアコン



(エコキュート)

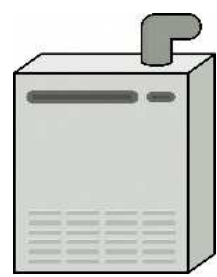


給湯器

(ガス温水機器)



(石油温水機器)



※詳しい対象家電等の条件は裏面をご覧ください。

補助対象経費・補助金額

エアコン・給湯器それぞれ1台 本体購入費の **4分の1** / **最大3万円**

(例1) エアコンと給湯器(各1台)を買い換えた場合は、最大6万円となります。

(例2) エアコン2台を買い換えた場合は、1台分のみ最大3万円となります。

※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満は切り捨てます。

※補助金交付決定前に購入した家電等や買い換え目的ではない家電等は、補助の対象となりません。

※補助対象経費には、設置費用、配送料、既設の家電等の処分費用、消費税及び地方消費税額は含みません。

《交付申請受付開始日》 **令和5年6月1日(木)**

《補助金交付対象》 交付決定後から **令和5年10月31日(火)**の間に購入し、設置を完了するもの

※1世帯につき申請回数は1回までです。

※実績報告書の提出は、家電等設置後1か月以内です。

※交付申請額が予算額に達し次第、受付を終了いたします。

※予算額の執行状況は、随時、市ホームページでお知らせします。

詳しくは [青森市 省エネ家電等 買い換え](#) [検索](#)

お問い合わせ

青森市省エネ家電等買い換え担当(青森市環境政策課)
〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号 駅前庁舎3階
☎017-718-2580(午前8時30分~午後5時)
(※交付申請等の対象期間外は、☎017-718-0286へお問い合わせください。)

●補助金交付までの流れ

①(発注前に)
交付申請書
類を提出
【申請者】

②交付決定の通
知【市】

③家電等の発
注・設置
【申請者】

④(設置後に)
完了実績報告
書類を提出
【申請者】
※設置後1か月
以内

⑤交付額確定の
通知【市】

⑥請求書を提出
【申請者】

⑦指定口座へ振り込
み【市】
※請求から
約1か月後

●対象者(下記①～⑤のいずれにも該当する方)

- ①青森市民(個人)の方
- ②令和元年12月末日までに納期限が到来した市税に未納がない方
- ③申請者本人とその同一世帯の方が、この補助金の交付を受けていない方
- ④対象家電等について、他の補助制度による補助金の交付を受けていない方
- ⑤申請者本人とその同一世帯の方が、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にない方

●対象家電等

品目	目標年度	省エネルギー基準達成率
(1) エアコン	2027年度	100%以上 (省エネ型製品情報サイト又は 購入店舗等でご確認ください。)
(2) 給湯器 (エコキュート・ガス温水 機器・石油温水機器)	2025年度	

省エネ型製品情報サイト
<https://seihinjyoho.go.jp/>



※新品であるもの(リース・レンタル品でないもの)

※対象家電等を買うため購入し、居住している市内の自宅に設置するもの

※市内の店舗又は事業所において購入するもの(インターネット等による購入は対象外)

●申請書及び必要書類

【交付申請】

- ①青森市省エネ家電等買い換え促進事業補助金交付申請書
 - ②対象家電等の見積書の写し(品名、機種名(型番)、本体価格(付属品含む)、購入予定店舗名を記載)
 - ③買い換え前の家電等及びその設置場所がわかる写真
 - ④住民票(世帯全員)の写し
 - ⑤申請者の市税に係る完納証明書
- ※申請書において、住民票等の確認に同意することで省略可

【実績報告】

- ①青森市省エネ家電等買い換え促進事業完了実績報告書
- ②領収書等(対象経費の支払額が確認できる書類の原本)
- ③メーカー保証書の写し
- ④対象家電等の設置が確認できる写真(買い換え前、買い換え後)
- ⑤家電等リサイクル券排出者控えの写し(エアコンに限る)

※実績報告の書類の提出は、設置から1か月以内です。

各種様式は
市ホームページから
ダウンロードできるよ!



●申請書等送付先

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号
青森市役所駅前庁舎 環境政策課 省エネ家電等買い換え担当宛

※郵送料金不足の場合は、申請書類を受領できませんので、御注意ください。